

# 日本大学理工学部理工学研究所研究ジャーナル査読要領

平成21年4月1日制定

平成21年4月1日施行

## 1 査読の目的

投稿原稿の内容に対する責任は本来著者にあり、その価値は一般読者が判断すべきものであるが、日本大学理工学部理工学研究所研究ジャーナル（以下研究ジャーナルという）に掲載される論文として、ふさわしいものであるかどうかを判定するための資料を提供することを目的として査読が行われる。

## 2 査読事務手続き及び書式

投稿論文が提出された場合、編集委員長は論文原稿査読依頼書に論文査読報告書（様式1）を添付の上、査読者に発送する。

## 3 査読者

査読は編集委員会により委嘱された査読者が行う。査読者は原則として一般論文、ノート及び総合論文については2名、速報については1名とする。査読者の氏名は、委員会及び当該査読者の承諾なく明らかにはしない。

原則として、1か月以内に査読報告書を提出するものとし、見出された疑義や不明な事項については、編集委員会を通じて著者に照会、修正を求めることができる。査読期間が過ぎても査読報告書が提出されない場合は、編集委員会が督促を行う。督促後も査読報告書が提出されない場合は、査読依頼を取り消すことができ、その場合原稿の返却を求める。

## 4 研究ジャーナルの定義

研究ジャーナルの定義は、日本大学理工学部理工学研究所研究ジャーナル投稿要項（以下投稿要項という）のⅡ-1による。

## 5 原稿ページ数

研究論文のページ数は、投稿要項のⅡ-4による。

## 6 査読の方法

下記の方法により、論文査読報告書（様式1）により査読する。

### ① 評価

査読に当たり、投稿原稿がその分野においていかなる位置付けにあるか、研究成果の貢献度が大きいかなどの点について、以下の項目に照らして客観的に評価するものとする。

#### (1) 新規性

内容が公知・概発表又は概知のことから容易には導き得ないものであること。例えば、以下に示すような事項に該当する場合は、新規性があると評価される。

- ア 研究の主題、内容、手法に独創性がある。
- イ 学会、社会に重要な問題を提起している。
- ウ 現象の解明に大きく貢献している。

エ 創意工夫に満ちた計画，設計，工事等について貴重な技術的検討，  
経験が報告されている。

オ 困難な研究をなしとげた貴重な成果が盛られている。

## (2) 有用性

内容が理工学上，産業上，その他実用上なんらかの意味で価値がある  
こと。例えば，以下に示すような事項に該当する場合は，有用性があると  
評価される。

ア 研究の成果の応用性，有用性，発展性が大きい。

イ 研究の成果は有用な情報を与えている。

ウ 今後の実験，調査，計画，設計，工事等に取り入れる価値がある。

エ 実験，実測のデータで，研究又は実用化に参考として寄与する。

オ 新しい数表，図表があり，応用に便利である。

## (3) 信頼性

内容に重大な誤りがなく，また読者から見て信頼の置けるものであること。  
次の点についても留意して客観的に評価する。

ア 重要な文献が引用され，公平に評価されているか。

イ 従来からの研究成果との比較や評価がなされ，適切な結論が導かれて  
いるか。

ウ 実験や解析の条件が明確に記載されているか。

## (4) 完成度

内容が簡潔，明瞭に記述されているか，論旨の展開が読者に理解でき  
るように記載されているかについて評価する。ただし，著しい厳密さ，  
完璧さ，格調の高さ等は必要としないが，次の点についても留意して評  
価する。

ア 全体の構成が適切か。

イ 研究の目的と結果が明確か。

ウ 既報の研究との関連性は明確か。

エ 文章表現は適切か。

オ 図・表はわかりやすく作成されているか，その数は適切か。

## ② 判定

査読者は新規性，有用性，信頼性，完成度の各項の評価と，現在までの所  
報等に掲載された論文を参考にして，水準以上であれば掲載「可」とする。掲  
載するほどの内容を含まないと考える場合及び掲載をすべきでないとする  
場合は「否」とし，その理由を詳細に論文査読報告書（様式 1）に記載する。た  
だし，各項の評価のうち，一つでも問題があれば「否」と判断されるものでは  
ない。一部修正することを条件とする場合は「条件付可」とし，修正事項を  
論文査読報告書（様式 1）の修正箇所一覧表に記載し，再査読する。

論文等掲載の可否の判定は，査読者の査読結果に基づき「日本大学理工学  
部理工学研究所研究ジャーナル刊行内規」第 11 条に基づき，編集委員会が

行う。

## 7 査読結果

査読者は、査読結果を論文査読報告書（様式 1）に記入して編集委員会に提出する。

以 上

### （投稿要項抜粋）

#### 1 研究ジャーナルの定義

内規第 7 条に定める研究論文集の種類定義は、次のとおりとする。

- ① 一般論文とは、通常の意味の一つの独立した原著論文である。
- ② ノートとは、断片的ではあっても、新しい価値ある事実を含む論文で、著者又は著者以外の既往の論文に対する補遺・意見等も含まれる。
- ③ 速報とは、独創的で重要な発見又は結論を含み、それを承認するに足りるデータを備え、他に優先して掲載する必要のある論文である。この詳細は、後日、一般論文として投稿することができる。
- ④ 総合論文とは、著者が発表した複数の原著論文を関連づけ、一連の研究成果としてまとめて執筆したものである。

#### 4 原稿ページ数

研究ジャーナルの内容区分の文字数及び頁数は、以下のとおりとする。

区 分	一般論文	ノート・速報
文字数	15,000 文字程度	5,000 文字程度
頁数	10 頁程度	4 頁程度

\* 総合論文は、著者と委員会で相談の上決定する。

### （刊行内規抜粋）

（論文掲載の可否）

第 1 1 条 論文の掲載の可否は、査読報告書に基づき審議の上、委員会が決定する。

2 2 名の査読者の査読判定が共に掲載可又は否の場合は、特に問題がなければ判定どおり決定する。

3 2 名の査読者間で査読判定が相違した場合、委員会は第 3 の査読者を選び、査読を依頼し、その結果に基づき委員会で審議をする。

4 査読判定において掲載否の理由が「照会に対する回答不十分」等の場合は、委員会において回答不足項目を検討・審議し、適切な措置をとる。

5 査読判定で研究論文集の種類の変更を求められた場合は、委員会で検討の上、執筆者とその対応を協議・決定する。

6 特集号における論文掲載の可否は、当該調査団等が行うものとする。

以 上